

宮城県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年8月1日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日

- (1) 学科試験及び実技試験の一部
令和7年10月30日（木）午前9時30分から
※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）
- (2) 実技試験
ア 令和7年12月11日（木）午前9時30分から
空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
イ 令和7年12月12日（金）午前9時30分から
施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級

3 実施場所

- (1) 学科試験及び実技試験の一部
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部

(2) 実技試験

仙台市泉区天神沢一丁目 4 番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

4 受検人員

全警備業務の 1 級及び 2 級合わせて 30 人。

5 受検対象者

(1) 当該警備業務各 1 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が受検申込日において 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 当該警備業務各 2 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1 回の電話での受付は 1 人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から同月 26 日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）の 5 日間（19 日から 25 日までは午前 9 時から午後 4 時まで、最終日は午後 3 時まで）とする。

8 受検申請手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受検申請手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から同年 10 月 3 日（金）までの 5 日間（午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書
の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務
従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出するこ
とができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-
(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

オ 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメ
ートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

ア 空港保安警備業務1級及び2級	16,000円
イ 施設警備業務1級及び2級	16,000円
ウ 雑踏警備業務1級及び2級	13,000円
エ 交通誘導警備業務1級及び2級	14,000円
オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級	16,000円
カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級	16,000円

の額を受検申請申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード
決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付
する受検票を持参すること。

10 検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課